財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果(令和3年11月30日付け公表)に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和3年12月28日

山形市監査委員 玉 田 芳 和

同 村山秀幸

同 菊 地 健太郎

同 武田 聡

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘 印

財政援助団体等監査結果についての措置状況(通知)

令和3年11月30日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記の とおり措置を講じたので通知します。

記

団体名及び 所管部課名	監	査	Ø	結	果	措	置	状	況
社会福祉法 人 山形市社会 福祉事業団		とおり是 あったの			要する置を講じ				
福祉推進部 生活福祉課、 長寿支援課、 障がい福祉	設管班 災通報 防長	理におい 報装置の	vて、消l の点検結 fがされ	防法に気 果につ ていな	ターの施 定める火 いて、消 かった。		後、消防法に こう指導しる		おり報告
思とも未来部を支援課	て、職	員の時 りがあっ	間外勤和	 多手当	客におい の支給額 社会福祉	いてに び、指 ないか した。 のない	別外勤務手は、の認同のでは、のの認同のでは、のの認同のでは、事ができまれば、ないできません。 はいがい こうしゅう はいがい こうしん こうしん こうしん こうしん こうしん はいがく はいがく はいがく はいがく はいがく はいがく はいがく はいがく	に支給す もの以外 よう指示 ことが生 を探り対	ること及 に誤りが いたしま じること 策を講じ